

伊勢原市ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市広告事業実施要綱（平成21年伊勢原市告示第134号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、伊勢原市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へ広告（協賛広告を除く。）を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 伊勢原市が管理するWebサイトの総称
- (2) 市Webページ 市ホームページ内にあるすべてのページ
- (3) バナー広告 市Webページから広告主の指定するWebページに直接リンクさせるための広告画像をいう。

(広告の規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) データ容量 50キロバイト以内
- (3) 画像形式 GIF（フラッシュ及びアニメーション不可、透過GIF可）、JPEG又はPNG

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する市Webページは、トップページ及び第一層分野ページとする。

(広告の掲載期間等)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1か月単位とする。ただし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合には、年度を超えない限りにおいて、複数月とすることができるものとする。

2 掲載期間の始期は、毎月1日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

3 広告掲載期間内に、市の都合で市Webページを閉鎖した場合は、次の各号に掲げる閉鎖した時間に応じ、当該各号に定める日数の掲載期間を延長する。広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかった場合も同様とする。

- (1) 12時間以上24時間以内 1日
- (2) 24時間を超えたとき。 閉鎖した日数+1日

(広告掲載希望者の募集)

第6条 市ホームページへの広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、市Webページ、広報いせはら等で常時公募することとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、掲載を希望する日の2週間前までに、伊勢原市ホ

ームページ広告掲載申込書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。
（広告掲載の決定）

第８条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込期限後、速やかに広告掲載の可否を決定し、伊勢原市ホームページ広告掲載可否決定通知書（第２号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第９条 前条の規定により掲載可の決定を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

２ 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告の掲載料等）

第１０条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、次のとおりとする。

Web ページの名称	広告掲載料（月額）
トップページ	１５，０００円
その他のページ	５，０００円

２ 前項の規定にかかわらず、広告主が市内に事業所等を有する企業又は自営業者の場合は、前項の掲載料の１割に相当する額を除いた額を掲載料とする。

３ 広告主は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに納入通知書により、掲載料を一括して納付しなければならない。

（審査及び協議）

第１１条 市長は、第９条の規定により提出された広告原稿広告の内容、デザイン等について、市Web ページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、審査を行うとともに、広告主と必ず協議しなければならない。

（広告内容の変更）

第１２条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWeb ページ内容等（以下「掲載内容等」という。）が各種法令又は要綱若しくはこの要領等に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して掲載内容等の変更を求めることができる。

２ 広告主は、掲載内容等を変更しようとするときは、事前に本市と協議しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第１３条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（１）指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。

（２）指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

（３）前条の規定による掲載内容等の変更の求めに応じないとき。

（４）広告主又は掲載内容等が、各種法令又は要綱若しくはこの要領等に違反し、又はそのおそれがあり、前条の規定による変更をしても解消できないとき。

（５）その他市Web ページへの広告掲載が適切でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、伊勢原市ホームページ広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は、自己の都合により、市Webページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納入済みの掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第15条 市長は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納入済みの掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する掲載料は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以降の納入済月額額の総額とする。

- 3 第1項の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

（リンク先）

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、当該変更の1週間前までに市ホームページの管理者に連絡するものとする。

（禁止する表現）

第18条 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等操作手順を模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) ラジオボタンを模した表現
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）を模した表現
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）を模した表現
- (6) 市の事業であると錯誤しやすい表現
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

（その他の基準）

第19条 広告主は、ページデザイン及び使いやすさを保持するために次の事項に留意するものとする。

- (1) 色調については、文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取る等、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(2) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年1月14日告示第2号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年9月28日告示第233号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年6月27日告示第113号）

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日告示第55号）

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の際現にこの告示による改正前の伊勢原市ホームページ広告取扱要領第8条の規定により掲載の決定を受けた広告については、なお従前の例による。

3 前項に規定する広告で、かつ、掲載期間の始期が15日のものは、掲載期間が満了する月末まで掲載するものとする。

第1号様式（第7条関係）

伊勢原市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所・所在地
氏名・名称
申込者 代表者氏名
電話番号
(担当者名)

伊勢原市ホームページへの広告掲載について、次のとおり申込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで (か月)	
掲載希望場所	☐ トップページ ☐ その他 ()	
広告の内容	☐ GIF ☐ JPEG ☐ PNG	
リンク先URL		
同意事項	申込みに当たっては、伊勢原市広告掲載要綱及び伊勢原市ホームページ広告掲載取扱要領の規定に同意し、その内容を遵守します。	
	伊勢原市税の滞納はありません。納税状況調査を行うことに同意します。	市記入欄
		年 月 日確認

添付書類 ☐ 会社・団体の概要が分かる案内、パンフレット等
 ☐ 法人市民税又は市・県民税納税証明書等（市外事業者）
 ☐ 広告画像又はその図案
 ☐ その他 ()

第2号様式（第8条関係）

伊勢原市ホームページ広告掲載可否決定通知書

年 月 日

住所・所在地
氏名・名称
代表者氏名 様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで申込みのありました伊勢原市ホームページへの広告掲載について、次のとおり通知します。

区 分	☐ 掲載します 広告の掲載に当たっては、伊勢原市広告掲載要綱及び伊勢原市ホームページ広告掲載取扱要領の規定を遵守してください。
	☐ 掲載しません (理由)
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで (か月)
リンク先URL	
広告掲載料	
納入期限	年 月 日 ※同封の納入通知書により納入期限までにお支払いください。

(事務担当：)

第3号様式（第13条関係）

伊勢原市ホームページ広告掲載取消通知書

年 月 日

住所・所在地
氏名・名称
代表者氏名 様

伊勢原市長 印

伊勢原市ホームページへの広告掲載について、次の理由により取り消しますので、伊勢原市ホームページ広告取扱要領第13条の規定により通知します。

取消年月日	年 月 日
取 消 理 由	

（事務担当： ）